



地籍調査実施中

平成19年度

東古泉・浜・西古泉・筒井地区の一部に着手

松前町では、平成5年度から地籍調査事業を実施しています。この地籍調査とは、土地に関する戸籍調査ともいうべき基礎的な調査のことです。現在までに中川原・徳丸・出作・神崎・大間・上高柳・恵久美・鶴吉・永田地区の調査は完了しました。まもなく大溝地区も完了予定です。

横田地区については、現在実施中で、平成19年度は東古泉・浜・西古泉・筒井の一部の地区を新たに調査します。

一筆ごとの土地について、その実態を明らかにするために、主に次のような調査をします。

- ① 所在、地番、地目及び境界の調査
- ② 登記簿に記載された所有者の表示に関する確認
- ③ 境界の測量及び面積の測定

現在、地籍に関する資料として法務局に保管されている登記簿や附属地図(公図)は、明治・大正期に作成されたもので、土地の境界が不明確であったり、当時の測量も不正確であったりするために、土地の実態と大きく異なっている場合があります。

そこで、地籍調査を実施することにより、調査成果である地籍図及び地籍簿の写しを法務局に送付します。現在備え付

けられている附属地図は差替えられ、同時に土地登記簿は改編され、古いものは閉鎖されます。

地籍調査が完了すると、あらゆる生産の基本的要素である土地所有者、利用関係が明らかになり、地籍の明確化が図られます。また、土地行政などの基礎資料となり、税金・負担金など住民負担の公平化、土地に関する紛争の防止、その他多目的に役立てられます。

なお、この事業の中でも重要な一筆地調査は、土地所有者が現地において境界を確認する作業です。皆さんのご協力がなくては、進まない事業です。事前に説明会のご案内をしますので、関係する地域の土地所有者は、国土調査事業の主旨を理解していただき、参加、ご協力をお願いいたします。

※ 一筆：土地の所有権などの公示のために人為的に分けた区画です。土地登記は、一筆ごとになされ、土地取引の単位となります。

問い合わせ

役場産業課国土調査係

☎985-4127

